

平成 30 年 5 月 11 日

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の
一部を改正する法律案に対する質問

国民民主党・新緑風会 伊藤孝恵

国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵です。質問に先立ち、政府・与党をお願い申し上げます。我々は、この議場から、沢山の法案を送り出しています。言うまでもなく、これらの立法は、政府と国会、国民と国会との信頼関係の上には、成り立ち得ません。しかしながら、昨今の森友学園問題をはじめ、加計学園問題、自衛隊の日報隠しや、裁量労働制/虚偽データ、教育現場への介入、そして、この国の行政の品性が、いまだ問われ続けているセクハラ辞任劇など、政治不信さもありなんという事件が後を絶ちません。

国民民主党は「対決でなく解決」を重んじる、政策実現政党を志し、結党致しました。我々も努力します。なるほどと言われるような視点を探してきます。だからどうか、議論の前提となる事実をねじまげたり、隠したり、不誠実な答弁はおやめ頂き、今の制度や仕組みで守りきれていない人たちに、熟議を尽くして応える国会運営を、強く、求めます。

今、私は、6段の階段をのぼって、ここに立っています。私は歩くことが出来るので、本当の意味で、この法案のどこを直すべきなのか、分かっていないのではないかという不安から、車いすの友人に、バリアフリー法について聞いてみました。彼は言いました。「あの法律は日本を劇的に変えてくれた。車いすに乗ると、どこにも行けなかった国が、わずか四半世紀でどこにでも行ける国に生まれ変わった。こんなに短期間で劇的に社会が変わる姿を目の当たりにして感動で一杯だ」

法律という「この国の当たり前」を作る立法府の責任と可能性を感じると同時に、法は結局、人がつくるものだから、我々は、彼らの声が聞こえる心を持ち、もっといいものにしなければ。そんな想いで以下、石井国土交通大臣に質問します。

本改正案には基本理念が新たに盛り込まれましたが、障害者基本法や障害者総合支援法にはある「等しく基本的人権を享受する、かけがえのない個人として尊重されるものである、との理念にのっとり」という文言がま

ると抜け落ちています。本改正案・第1条2の「基本理念」、障害者基本法・第1条の「目的」、障害者総合支援法・第1条の2の「基本理念」は共有されるべきであり、本改正案にも人権の共有主体の明記が必要と考えますが、ご所見をお聞かせください。

また、本改正案では障害者の定義は「日常生活または社会生活に身体の機能上の制限を受ける者」となっておりますが、障害者基本法では「心身の」と書かれています。つまり身体ではなく心身とすることによって、知的障害、精神障害、発達障害、難病等を含む、より広範囲の障害者を包含する内容になっています。そこで大臣に伺います。本改正案には、身体のみで、知的障害等は含まれないのでしょうか？もし含まれる、というのであれば、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の三法と、バリアフリー法とで、異なる障害者の定義が存在するのを「心身の機能上の制限を受ける者」に統一してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

次に「評価会議」について伺います。本改正案では、障害者等の参画のもと、施策内容の評価を行う会議を開催する旨が明記されました。まさに障害者権利条約の精神である「私たち抜きに私たちのことを決めないで！」を実践する組織であると期待します。しかし、障害といっても、身体や知的など多様であり、身体でも、視覚、聴覚、歩行障害など。更には、同じ車いすでも手動、電動、ストレッチャー型と、それぞれが持っている課題感は、それぞれで大きく異なります。そこで、この評価会議の構成員については、障害の多様性に配慮した上で、比率についても当事者を過半数以上とすることが望ましいと考えますが、如何でしょうか。この評価会議の権能、すなわち基準やガイドラインについて具体的な改善提案が出来るのか否かも含めてご答弁下さい。

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組みについて伺います。昨年、IPC国際パラリンピック委員会は「日本は、ホテル客室のバリアフリー化が遅れている。我々の国際基準に合致しない」と指摘しました。日本でバリアフリールームがあるホテルは全体のおよそ3割という現状を、残り2年でどう克服していくのか？

国内でおよそ8,000台走っている空港アクセスバス・長距離バスの中で、リフト付きのバリアフリー車両は東京近郊に僅か4台という状態を、どう改善していくのか？

駅のホームドア設置について、実際に事故があったり、転落したら危ない所から始めるのではなく、乗降客数の多いところから優先的に整備する、

という方針で本当にいいのか？

ホームと車両の隙間や段差の解消が一向に進まないため、車いすの単独乗降が出来ないという状況を把握しているのか？

新幹線や鉄道の手いすスペースが圧倒的に不足、ずっとデッキ部分で過ごしている手いすの方がいる事をご存じなのか？また一般予約システムで購入できるようにする「情報のバリアフリー化」の為に、出来る事はないのか？

地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進、特に県をまたいだ場合の、移動の連続性には留意しているのか？

12年間も見直しがされなかったことで国内外の法制や生活スタイルの変化に対応できなかった今回の反省を、どう生かすのか？大臣のお考えを、具体的な解決策や数値目標を明示した上でお聞かせ下さい。

飲食店などの小規模店舗のバリアフリー化は、世界に大きく後れをとっています。1994年のハートビル法以来、床面積2千平米以上の建物に対して、バリアフリー整備を義務付けてはいますが、東京都が2017年に実施した飲食店調査によれば、150平米以下の店舗が85.9%、つまり殆どの店はバリアフリー化されていません。また入口はバリアフリーでも、店内には法律が及ばないため、段差があったり、椅子が固定化されているなど、なんちゃってバリアフリーな店も多いと聞きます。

新規開店の店に限ってバリアフリー整備を義務づけるだけでも、2020年には、かなりの改善が見込まれると思うのですが、ご所見をお聞かせください。

1990年、東京には476の駅がありましたが、エレベーターがあり、車いすで利用できる駅は、何とゼロでした。2017年3月現在の東京では、757の駅があり、その84%が車いすで利用できます。喜ばしい一方で、地方は全く、進んでおりません。バリアフリー法の基本方針において、整備の具体的な目標は、1日の乗降客数3千人以上の駅について定められている等、結果として都市部を重視した運用になっている為です。地方では年々無人駅が増え、車いすで利用できる駅は減っています。2014年に批准した障害者権利条約では「都市および農村の双方において」バリアフリー整備を求めており、地域格差を作らないよう、くぎを刺しています。権利の実現なのだから当然、差をつけてはならないというのが権利条約の立場であり、バリアフリー法の姿勢と根本的に異なる点です。

またバリアフリー法に決定的に欠落しているのは「利用の実質」つまり、ちゃんと利用できる事を担保する、という視点です。ハードの整備は利用の実質を担保する為の手段であり、いくらハードが整っても、そこに利用の拒否が起これば、意味がありません。UD タクシーの乗車拒否や、「歩けない人は乗れない」と搭乗を拒否したバニラエアの事件に対し、バリアフリー法が無効だったのは、法が利用の実質を何ら規定していないからです。ハード整備の数値目標の達成状況と併せて、利用の実態がどうなっているのかの調査、加えて利用の実質の担保について、法に書き込むことを検討すべきだと考えますが、ご所見をお聞かせください。

最後に、心のバリアフリーの推進について伺います。
命を授かると、人は何故か我が子が健康で産まれて来ることを無条件に想像します。よもやその子に障害がある等、想像すらしません。私もそうでした。だから娘の障害の可能性を知った時は、落ち込むと同時に、自分の心に潜んでいた偏見や優生思想に愕然としました。

内閣府が昨年秋に公表した世論調査では、日本社会に障害を理由にした差別が「ある」と答えた人は8割を超えています。相当数の人が障害者に対するある種の嫌悪を持っているのは事実であり、それを責めることも、恐らく違うのだらうと思います。

障害者が、かわいそうな人に見えたり、どう関わっていいのかわからないのが一般的です。しかしそれでも、障害の有無に関わらず、同じ場所で学び、生きていく人たちがいます。

障害がある子もない子も共に学ぶ「インクルーシブ教育」は偉大です。子どもとは何とも不思議なもので、障害に一瞬戸惑っても、3時間もすればすっかりお友達になっています。親は？と言えば、3時間は無理でも、3か月もすれば仲間になります。

どんなに法律が出来ても偏見はなくなりません。しかし、幼い頃から一緒にいるのが当たり前で、逆上がりが出来た、エンジンが食べられた、そんな小さな成功を、日々共に喜ぶ、積み重ねがあれば、障害者を排除する壁など、生まれる余地はありません。

今回のバリアフリー法改正においては、この法案が、障害者のための福祉的な環境創りという旧態の発想は、もはや拭い去らなくてははいけません。公共空間を安全かつスムーズに移動できる、食べたいものを食べ、行きたいところに行って、会いたい人に会う。心身にどんな障害があっても、そ

の権利が等しく守られる。それは結果として、高齢者や子ども達、ベビーカーを押すお母さんやお父さん、外国人観光客にだって役立つものになります。大臣は、どのようにお考えですか？インクルーシブ教育の推進については林文部科学大臣にも見解を伺います。

当たり前でのノーマライゼーションを実現する、国会はそのテコになる場所です。今回の改正が、その一端となり得る素晴らしいものとなることを願い、私の質問を終わります。